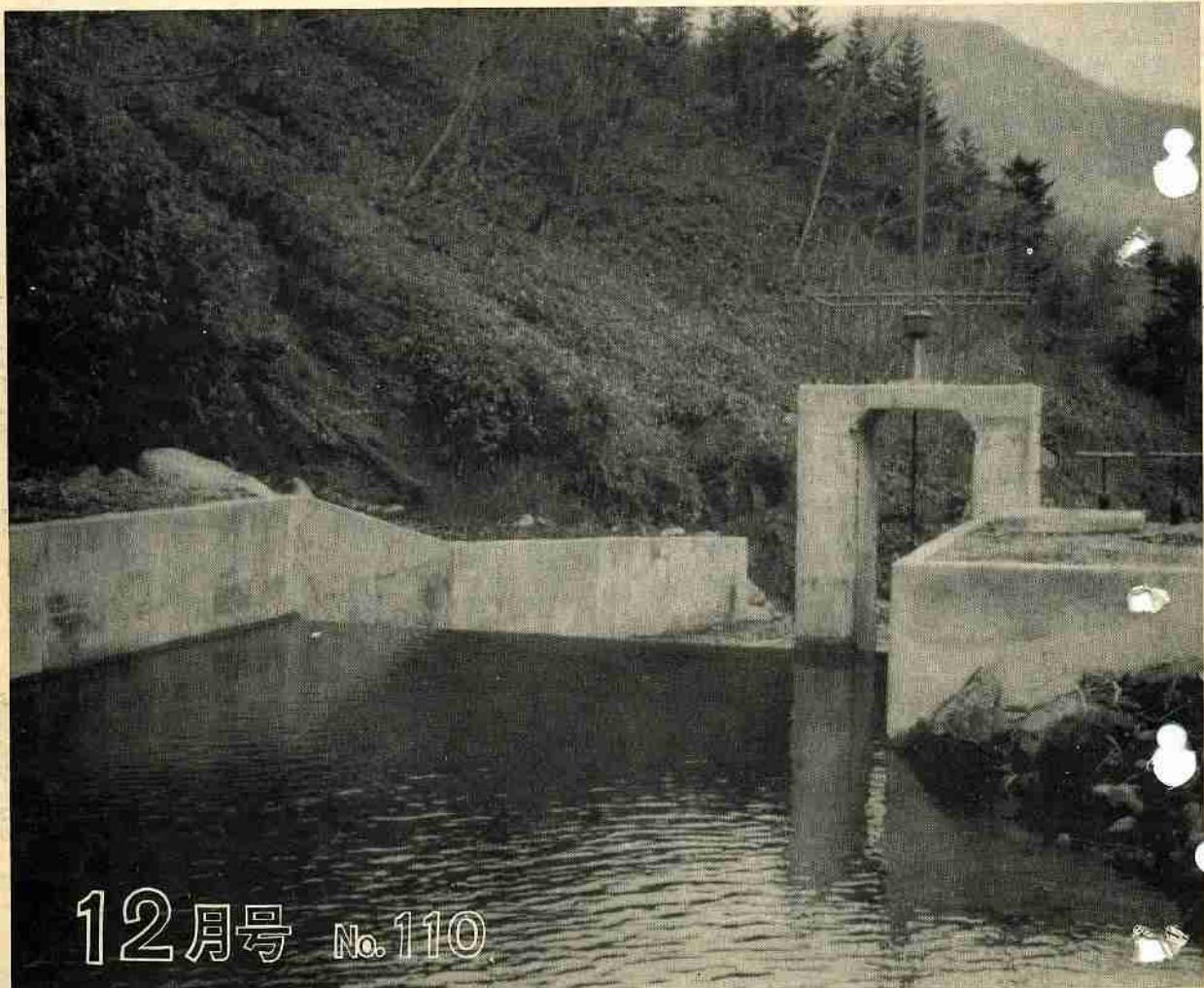




広報のぼりべつ



12月号 No.110

総事業費は五千九百六十五万八千円で、今年度は九百二十九万一千円をかけ、取水堤一ヶ所と工事用管理道路が完成しました。四十四年以降は、残り五千三十六万七千円をかけ、札内既設配水池までの導水管埋設（七千五百四十九メートル）と沈砂池、ろ過池配水池、管理所、電気施設等が設置されることになっています。

この工事が完成すると畜産の向上と農家の経済が安定され、札内の住民は、ほっとした表情で、明るい見通しとなっています。

なお今後は、他の農家にも給水して、完全に無水地帯の解消に努めようと努力しております。

札内地区の営農用水の確保を図るため、今年八月よりカルルスに飲用水の水源池施設工事を進めておりましたが、このほど第一次工事が完成しました。

現在札内地区には飲雑用水施設がありますが、農業近代化が叫ばれるにつれ、畑作から酪農経営に転換され、多頭飼育が原因となつて水不足が生じ、農家経済に大きな影響をもたらしてきました。

町ではこの水不足を解消するため、この問題を大きく取り上げ、事業計画を樹立し、今年から二ヶ年計画で施設工事をおこなう運びとなつたものです。

札内地区飲雑用水施設
本年度工事終る

農業基盤整備着々進む

違反建築をなくしよう
建築工事は必ず届け出を

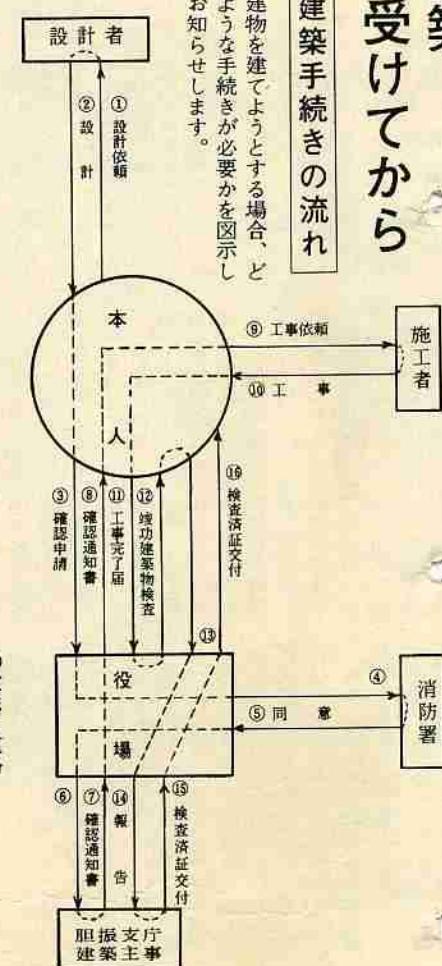


住宅など自己資金で建築する場合、とくに自分の住宅を自分の金で建てるのだから人からとやかくいわれることはないという考え方になりがちです。このようなことから、建築量の増加とともに違反建築が多くなってくる要因になっています。

これから建物を建築する方は、建築確認申請、建築工事届などの手続きを役場建築係で必ずおこない、適法な建物を建築するようにしましょう。

違反建築したときは

図示でおわかりのように、あなたは建物を建てる前には確認申請書を、工事が終ったら工事完了届を必ず役場に提出しなければならないことになっています。



や家を建てるときは、役場建築係に相談して違反のない建築をするように心がけましょう。

次に違反建築とはどういうものかを例あげてお知らせします。
◎建築面積と敷地面積の割合
登別町内は用途地域の指定がありませんので、建築面積は敷地面積の十分の七をこえてはなりません。

この指定区域内で次の動物を飼養または収容している方、または、これから飼養する方は、室蘭保健所に必ず届出をしてください。
なお、届け出用紙は役場衛生課に備付けてあります。
届け出を必要とする飼養動物は次のとおりです。
牛、馬、豚（各一頭以上）、めん羊、山羊（各四頭以上）、犬十頭以上、鶏（三十日未満のひなを除く）百羽以上、あひる（三十日未満のひなを除く）五十羽以上

なくそう違反建築

畜生の施設届けも

これから建物を建築する方は、建築確認申請、建築工事届などの手続きを役場建築係で必ずおこない、適法な建物を建築するようにしましょう。

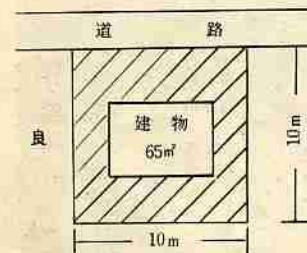
もし違反した建築物がある場合

知事は建築主、請負人、または敷地の所有者に対し、工事の停止、建築物の除却、使用禁止など命令

を出すことができますので、注意

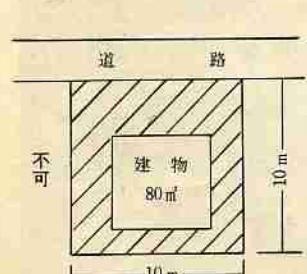
してください。

なお今後、土地を購入するとき

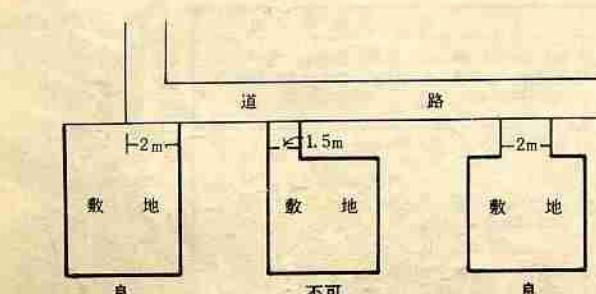


数地面積 100m²

建築面積 70m²までよい



しが15mの場合Dは2m以上
しが15m~25mの場合Dは3m以上
しが25mをこえる場合Dは4m以上
でなければならない



年賀状の取扱い期間が目前にせまり、郵便局では毎年増加する年賀状を間違いなく皆さんにお届けするため万全を期しております。
今年は、十二月十五日から年賀郵便物の引受けをしますが、特に次のことにご注意くださいますよ
うお願いいたします。

登別 ○五九一〇五
登別、富浦、東札内、中札内、中
登別 ○五九一〇四
西札内、来馬、幌别、川上、鉱山
富岸、千才 ○五九一〇三
上鰐別、鰐別 ○五〇

年賀状には

△あて名(受取人住所)の郵便番号を必ずお書きください。(郵便番号全国版は郵便局や切手売さばき所で発売しております)
△あなた(差し出し人)の郵便番号を忘れずお書きください。
(あなたの郵便番号は)
カルルス、登別温泉、上登別、新

賀と朱書きしてお出しください。
(郵便局では、はがきの裏をみます
せんのでご注意ください)
△年賀はがきは遅くなればなるほど元旦配達がむずかしくなります
十二月十五日から二十二日ごろまでにお出しください。

少しだけ
郵便番号を

納税につきましては、納期に納入されるようお願いしてきましたが、納期限に遅れている方や納入を忘れていたりの方のため、「納税強調月間」として、納税の呼びかけをおこなうことになりました。

だいま、町税務課では、総力を挙げて納入を強く呼びかけております。
今年の税金をまだ納めていない方は、年内に納めて、明るいよい年を迎えましょう。
なあ、色々な事情により完納できない場合、そのままにしておくと強制執行を受ける場合がありますので、早めに税務課でご相談ください。

国民年金かけ金

**民年金かけ金
がかわります**

このようにかけ金の引きあげを伴うことになりますので、みなさんのご協力をお願ひします。

年末年始の清掃業務

年末年始の衛生業務を次のよう
こおこないます。

◎汲取り業務
し尿汲取り受付は、十一月二十

八日正午までと、年始は一月四日よりおこないますが、十二月二十

一日までの申込み分は、年内（十二月三十日）ご渡取り上ります。そ

れ以後の申込み分は、できる限り
一二月を目標に取り扱う

残りは受付け順に年始まわし（二

目に申込みください。

なれ 決算の際に 数量を研
証して汲取り領収書を受領していく

◎ごみ収集

年末年始の事務取扱い

役場の年末、年始の事務は、
一月二十九日から一月三日まで
みとなります。が、税務課、会計
衛生課において、各税金の収納
業務と住民課戸籍事務を三十日午
中までおこなっております。

役場の年末、年始の事務は、十二月二十九日から一月三日まで休みとなります。が、税務課、会計課、衛生課において、各税金の収納業務と住民課戸籍事務を三十日午前中までおこなっております。

町および町交通安全協会では、これからスリップ事故をなくすため、各踏切と横断歩道（町道の要所に、すべり止の砂箱を用意してありますのでご利用ください。

日 時	収 集 地 域
12月29日 (日)	7時～ 17時
1月 4 日 (土)	7時～ 12時
1月 6 日 (月)	7時～ 17時
1月 7 日 (火)	7時～ 17時

十一月二十一日から一月二日まで
作業を休みますので、みなさんの
ご協力をお願いします。
なお、来年一月六日以後は平常
の日程でおこないます。